

## 第2章



# 計画の基本的な考え方

本章では、この計画を貫く基本理念と基本的視点等について記載しています。

## 1 基本理念

「生き生きとした笑顔が輝く

子どもの育ちを目指して

“子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松”

子どもは、浜松市の宝であり、明日への活力の源です。

子どもは、年齢、性別、障害の有無、国籍などによらず、一人一人が様々な個性、資質や能力、夢を持ったかけがえのない存在です。子どもが家庭や地域のぬくもり、自然の中でのびのびと遊び、学び、育っていくことは、私たち浜松市民すべての願いです。

しかし、家庭における養育力や教育力の低下、児童虐待が心配される一方で、地域社会における人間関係や社会意識の希薄化が見受けられるなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、学校等におけるいじめや不登校も社会問題となっています。

また、結婚や出産に対する個人の意識の多様化や、未婚化、晩婚化などにより少子化が進行することで、経済活動の停滞や地域社会の活力低下など、市民生活に深刻な影響をもたらすことが懸念されています。

このような状況に歯止めをかけ、子どもが生き生きと輝く社会を実現するためには、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携することにより、社会全体で出産や子育て、子どもの育ちをしっかりと支えて、子どもの生きる力をはぐくんでいくことが必要です。

地域のあらゆる力を結集し、浜松市の未来を担う子どもを育て、守っていくことが重要であるという意識の下、「生き生きとした笑顔が輝く子どもの育ちを目指して、“子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松”」をつくることを基本理念とします。

## 【子どもの健全な育ちを目指して】

すべての子どもが人としての尊厳を有し、かけがえのない存在として尊重されるとともに、子どもにとって最善の利益が考慮されることが必要です。

また、子どもがそれぞれの夢と希望を持ち、様々な経験や学習を通じて創造力と豊かな人間性を身に付けるとともに、自分や他人の命を大切にし、他人への思いやりや共生の心をはぐくむことができる環境づくりを目指します。

(図4参照)

## 【子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松を目指して】

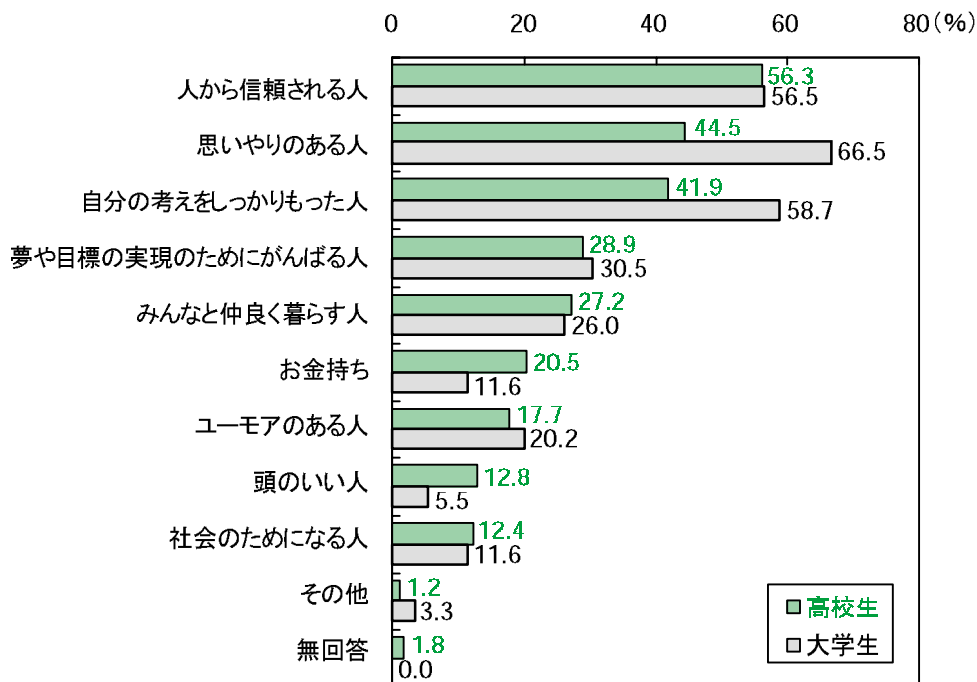
子育て中の保護者が子育てを楽しんでいるためには、行政はもちろん、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民などにより、子育てや子どもの育ちが支えられているという安心感があり、誰にとっても住みやすく、子育てにやさしいまちとなることが大切です。(図4参照)

また、子ども一人一人が、かけがえのない存在として尊重されるとともに、市民一人一人が子育て中の親子を温かく見守り、子育ての苦労や大切さも、満足感や喜びもすべての市民が共有していくことが必要です。

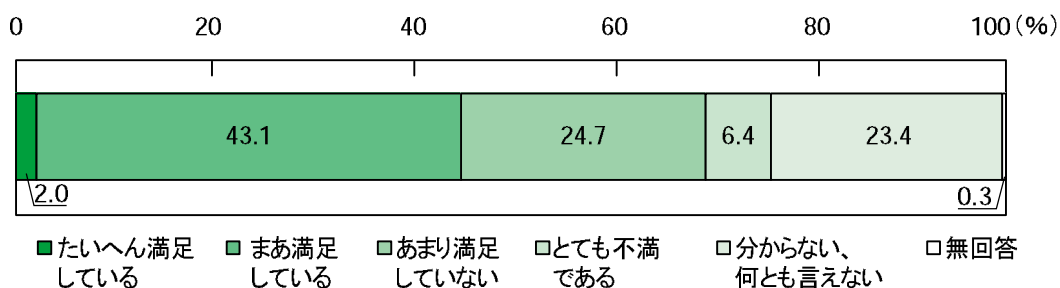
そして、次の世代を担う子どもが親になったときに、子育ては創造的で楽しいことだと感じられるようなまちにしていくことが必要です。

このような社会を構築することで、浜松に住んで子育てをしている保護者が「子育てがしやすく楽しい」と感じられるまちづくりを目指していきます。

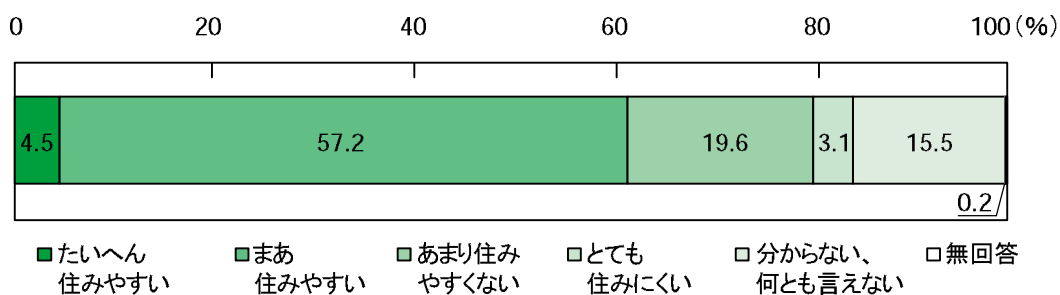
図4 「どのような人になりたいか」(高校生・大学生アンケート)



「市の子育て環境の満足度について」(就学前保護者アンケート)



「子どもにとっての現在の地域環境について」(就学前保護者アンケート)



資料: 浜松市「平成20年度次世代育成支援に関する現状調査」

※比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。そのためパーセントの合計が100にならないこともある。

## 2 基本的視点

この計画では、次の7項目を計画策定の基本的な視点としています。

### (1) 子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締約国として、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは、これからの浜松を担い、次代の親となっていきます。子どもが豊かな人間性を形成し、温かな家庭をつくり、幸せになれるように、長期的な視野に立って、子どもの健やかな成長を目指します。次代の親として、子どもを生み育てていくことの大切さや喜びなどを、幼少期のときから自然に学んでいく環境づくりに取り組んでいきます。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援へのニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟かつ総合的に対応するとともに、保育サービスなど各種の子育て施策の質の向上を図ります。

### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに連携していくことを促すなど、地域のあらゆる力を結集して、社会全体で出産や子育て、子どもの育ちを支えていきます。

### (5) 仕事と生活の調和の視点

一人一人が、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指します。

### (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを育てる中で、保護者はいろいろな悩みや問題に直面し、様々な助言や支援を受けながら、対応方法を見いだしていきます。働いている保護者だけでなく、家庭で子育てを行っている保護者も含めて、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から施策を推進します。

また、社会的養護を必要とする子どもの増加や、虐待等の子どもが抱える問題やその背景が多様化していることに配慮し、子ども一人一人の状況に対応できる家庭的な養護の推進や自立支援の強化に努めます。

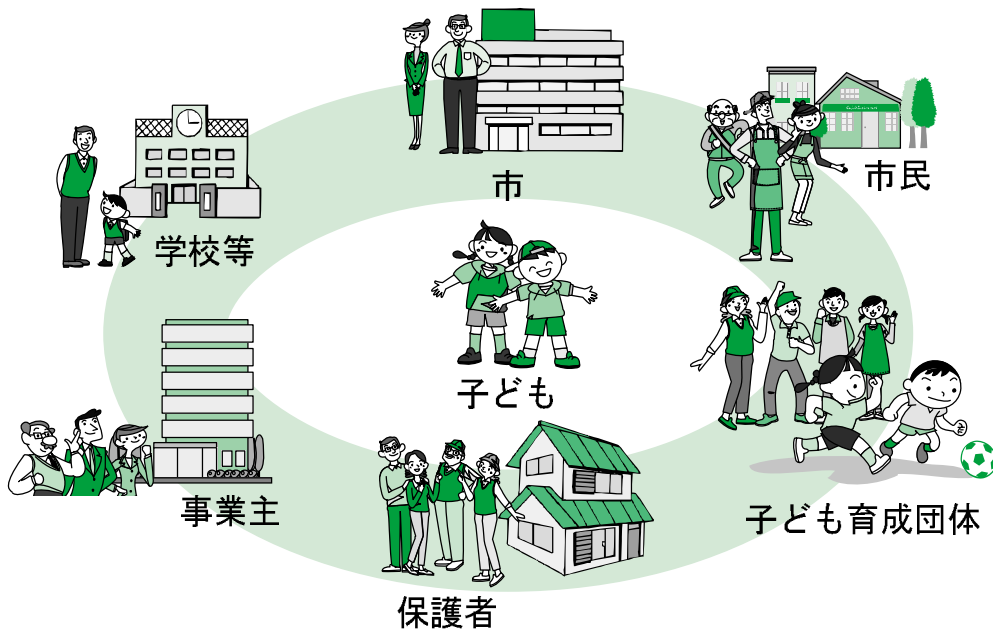
### (7) 地域特性を活かす視点

本市には、都市部から中山間地に至る様々な地域特性があり、それぞれの地域には子どもや子育てに関する特長や課題などがあります。

このような地域特性をふまえて効果的な取組の推進を図ります。

## 3 各主体への期待・役割

未来を担う子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくためには、市、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民がそれぞれの役割を果たし、行動計画の着実な推進を図っていく必要があります。



社会全体で出産や子育て、子どもの育ちをしっかりと支えて、  
子どもの生きる力をはぐくんでいく必要があります。

それぞれの役割は、平成22年3月に制定した「浜松市子ども育成条例」（平成22年4月1日施行）に位置付けられています。

### 市の役割

- 市は、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策を総合的に実施するものとしします。
- 市は、施策の実施に当たっては、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民の理解と協力が得られるよう努めるものとしします。
- 市は、保護者、学校等、事業主、子ども育成団体及び市民がそれぞれの役割を果たす上で、相互に連携と協力が図られるよう努めるものとしします。

### 保護者の役割

- 子育てについての第一義的責任を有する保護者は、愛情と責任を持って、子どもが健やかに育つよう努めるものとしします。
- 保護者は、自らが模範を示しながら子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けさせるとともに、子どもとの日常的な触れ合いを通して、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりに努めるものとしします。
- 保護者は、子どもの育成に最善を尽くすとともに、地域社会や学校等との適切な連携を図るよう努めるものとしします。

### 学校等の役割

- 学校等の管理者は、子どもが将来への夢と希望をはぐくむことができるよう努めるものとしします。
- 学校等の管理者は、すべての教育活動を通じて、子どもが豊かな心、健やかな体、生涯にわたって学び続けることができる基本的な知識や技能及び豊かな創造性を身に付けられるよう努めるものとしします。
- 学校等の管理者は、子どもが健やかに育つために、保護者や地域社会との連携を積極的に図るよう努めるものとしします。

### 事業主の役割

- 事業主は、保護者の役割を十分に認識し、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備や職場における労働者の相互理解の促進に努めるものとしします。

### 子ども育成団体の役割

- 子ども育成団体は、その専門的な知識や経験を生かし、子どもの健全育成を積極的に行うよう努めるものとしします。

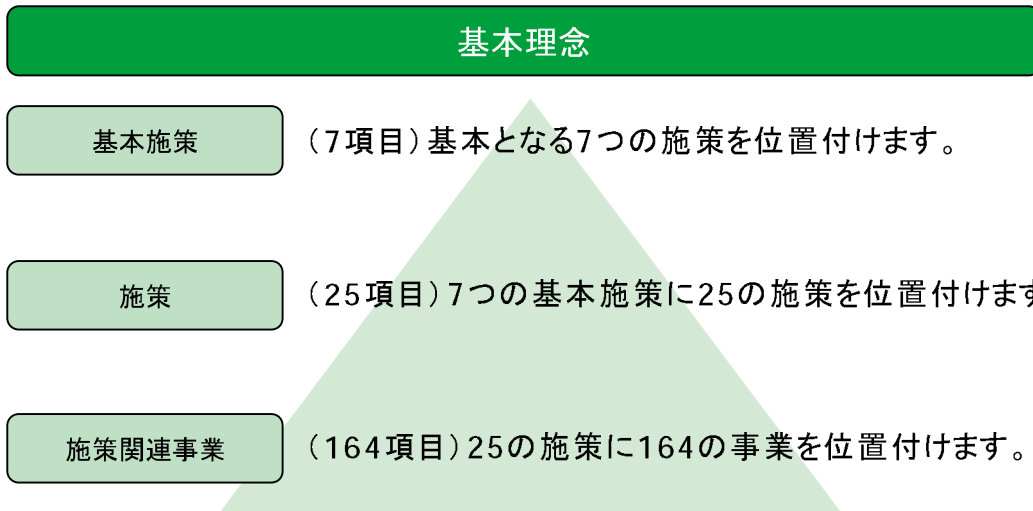
### 市民の役割

- 市民は、保護者が安心して子育てができるよう、目配り、声かけ等を通して子どもが健やかに育つことができる地域社会づくりに努めるものとしします。
- 市民は、地域社会において、子どもの考えや行動に関心と理解を持つとともに自らが模範を示しながら、子どもに様々な経験や学習を重ねさせることにより、子どもが社会の一員としての役割を自覚することができるよう努めるものとしします。

市が実施する、子どもを社会全体で健全に育成し、支えていくための施策に協力するよう努めるものとしします。

## 4 計画の体系概要

基本理念のもと、次世代育成支援対策について取り組む計画の施策体系を次のとおり定めます。（※施策体系の詳細は、「第3章 施策の目標」の「1 施策の体系」（20ページ）を参照）



## 5 他の計画等との関連

